作成担当者連絡先

識別符号	
事業者の名称（ふりがな）	
事業者の所在地	〒
担当者　部署	
担当者　氏名（ふりがな）	
電話番号	
メールアドレス	

備考　1　識別符号の欄には、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第2項に基づき経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。

2　本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4　法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第二十三を次のように改める。

様式第23（第20条第3項関係）

電子情報処理組織使用廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住所

法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第3項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

（　　）

作成担当者連絡先

事業者の名称（ふりがな）	
事業者の所在地	〒
担当者　部署	
担当者　氏名（ふりがな）	
電話番号	
メールアドレス	

備考　1　識別符号の欄には、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第2項に基づき経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。

2　本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

4　法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第二十四から様式第三十五までを削る。

附　則

この省令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四条第二項及び第十七条から第二十二条まで並びに様式第一、様式第八、様式第九及び様式第二十一から様式第二十三までの改正規定は公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十七条第一項の規定等を実施するため、原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成三十年八月二十一日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第二

三　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第三

四　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第四

五　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）　別表第五

六　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第六

七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第七

八　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第八

九　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第九

十　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第十

第二条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則　別表第十一

二　核燃料物質の使用等に関する規則　別表第十二

三　核燃料物質の加工の事業に関する規則　別表第十三

四　使用済燃料の再処理の事業に関する規則　別表第十四

五　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則　別表第十五